「『CIによる景気の基調判断』の基準」の一部見直し(案)について

前回の研究会において、ご指摘等を踏まえ、以下のとおり修正することとしたい。

なお、今回の変更は、基調判断に影響を与えるものではない。

<変更のポイント>

- (1)「明確」(「改善」及び「悪化」)と「変化」(「弱含み」、「下げ止まり」及び 「局面変化」)の区分けを削除。
 - ・前回の研究会において、意味がわかりにくいことから「不明確」(「判断変更せず」及び「横ばい(一進一退)」の区分けを削除し、「明確」及び「変化」のいずれにも該当しない場合には「前月踏襲」とわかりやすくした。
 - ・「不明確」を削除することにより、「明確」と「変化」の対置される文 言がなくなったため、双方の区分けも削除。
- (2)「弱含み」の文言を「足踏み」に変更(「定義」及び「基準」は変更せず)。
 - ・現行の「基調判断の基準」においては、「弱含み」の定義は景気拡張の動きが弱含んでいる可能性が高いことを示している。しかし、「弱含み」の表現は、例えば月例経済報告など、既に景気後退を示す表現として使われていることも多いことから、誤解を生じないよう、今回、表現を「足踏み」に変更する。
 - ・景気後退を示す表現として使われている「弱含み」については、「基調 判断の基準」における「局面変化」の定義に含まれる。
- (3)定義の欄に記述していた「暫定的」の文言を削除した上で、欄外に景気基準日付の設定に関することと併せて記述。
 - ・「可能性が高い」と「暫定的」の重複した表現を整理し、「暫定的」を 削除。
 - ・その上で、「定義の欄の「景気拡張」及び「景気後退」については、すべて暫定的なものとする。正式な景気循環(景気基準日付)については、一致CIの各採用系列から作られるヒストリカルDIに基づき、景気動向指数研究会での議論を経た後、経済社会総合研究所長が設定するものである。」ことを欄外に記述。

(4)局面推移の明確化

基調判断の欄の順序を変更し、景気循環の流れに沿って記述。

・景気循環の流れ (「拡張」 「局面変化」 「悪化」 「局面変化」 「拡張」) に沿って、基調判断の欄を変更。

- ・併せて、これまでの「足踏み(現行の弱含み)・下げ止まり」の欄を拡張を示す「足踏み」と後退を示す「下げ止まり」に分けて記述。 欄外に景気拡張(後退)を示す基調判断から景気後退(拡張)を示す基調判断への移行の際には「局面変化」を必ず通過することを明示的に記述。
- ・これにより、「改善(又は足踏み)」から「悪化(又は下げ止まり)」への直接の移行が排除されることが明確となる。

景気基準日付の設定においては、単なる指標の反転だけでなく、ひとつの局面(山から谷、谷から山)が5ヶ月以上連続していることが必要である。これにより、より短い局面(例えば、いわゆる「踊り場」)は、局面とはみなされない。

「局面変化」を通過する必要があるとすることによって、7ヶ月後方移動平均が一定の大きさ(1標準偏差)反転していることを要求することになる。これにより、局面がある程度の期間連続しており、「踊り場」でないことを確認することになる。

また、「局面変化」を必ず通過することによって、「踊り場」については排除されていることを確認していることから、「改善(後退)」から「後退(改善)」に移行する際、「足踏み(下げ止まり)」は、必ず通過する必要はない。

なお、「改善(足踏み)」 「局面変化」に移行した時点で既に景気後退局面に入った可能性が高いことを暫定的に示している。同様に、「悪化(下げ止まり)」 「局面変化」に移行した時点で既に景気拡張局面に入った可能性が高いことを暫定的に示している。

「CIによる景気の基調判断」の基準【一部見直し(案)】

- 1.当月CIの前月差は一時的な要因に左右され安定しないため、3ヶ月後方移動平均と7ヶ月後方移動平均の前月差を中心に「基調」を判断する。
- 2. 当月 C I の変化方向(前月差の符号)が「基調」と同方向であることを前提としている。
- 3. 各移動平均の変化方向(前月差の符号)に加え、過去3ヶ月間の累積前月差を加味する。

《基調判断の定義と基準》

基調判断	定義	基準
改善改善	景気拡張の可能性が高いことを示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平 均が上昇した場合。
足踏み	景気拡張の動きが足踏み状態になっている可能性 が高いことを示す。	3ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。
局面変化	事後的に判定される景気の山・谷が、それ以前の 数か月にあった可能性が高いことを示す。	7ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。
悪化	景気後退の可能性が高いことを示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平 均が下降した場合。
下げ止まり	景気後退の動きが下げ止まっている可能性が高い ことを示す。	3ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。

- *「改善(足踏み)」又は「悪化(下げ止まり)」という基調判断に続いて、同方向の「局面変化」に該当することとなった場合、「局面変化」は適用しない。
- *景気拡張期(改善及び 足踏み)から景気後退期(悪化及び 下げ止まり)へ変化する際は、「局面変化」(上方)を経て進んでいくこととする。景気後退期から景気拡張期への変化も同様とする。なお、「改善(足踏み)」から「局面変化」に移行した時点で、既に景気後退局面に入った可能性が高いことを暫定的に示している。同様に「悪化(下げ止まり)」から「局面変化」に移行した時点で、既に景気拡張局面に入った可能性が高いことを暫定的に示している。
- * ~ に該当しない場合は、前月の基調判断を踏襲する。ただし、特記すべき事項があれば付記する。
- *定義の欄の「景気拡張」及び「景気後退」については、すべて暫定的なものとする。正式な景気循環(景気基準日付)については、一致 C I の各採用系列から作られるヒストリカル D I に基づき、景気動向指数研究会での議論を経た後、経済社会総合研究所長が設定するものである。

一致CIの「振幅」の目安 (標準偏差)

前月差	0.86
3ヶ月後方移動平均	0.59
7ヶ月後方移動平均	0.51
12ヶ月後方移動平均	0.45

(昭和55年1月から平成20年12月まで)

(参考)「СІによる景気の基調判断」の基準【現行】

- 1.当月CIの前月差は一時的な要因に左右され安定しないため、3ヶ月後方移動平均と7ヶ月後方移動平均の前月差を中心に「基調」を判断する。
- 2. 当月 С I の変化方向(前月差の符号)が「基調」と同方向であることを前提としている。
- 3. 各移動平均の変化方向(前月差の符号)に加え、過去3ヶ月間の累積前月差を加味する。

《基調判断の定義と基準》

	基調判断	定義	基準
明	改善	景気拡張の可能性が高いことを暫定的に示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平 均が上昇した場合。
確	悪化	景気後退の可能性が高いことを暫定的に示す。	原則として3ヶ月以上連続して、3ヶ月後方移動平 均が下降した場合。
変化	弱含み・下げ止まり	景気拡張の動きが弱含んでいる・景気後退の動きが下げ止まっている可能性が高いことを暫定的に示す。	3ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。
	局面変化	事後的に判定される景気の山・谷が、それ以前の 数か月にあった可能性が高いことを暫定的に示 す。	7ヶ月後方移動平均の符号が変化し、1ヶ月、2ヶ月、または3ヶ月の累積で1標準偏差分以上逆方向に振れた場合。

- *「改善(弱含み)」又は「悪化(下げ止まり)」という基調判断に続いて、同方向の「局面変化」に該当することとなった場合、「局面変化」は適用しない。
- * ~ に該当しない場合は、前月の基調判断を踏襲する。ただし、特記すべき事項があれば付記する。

一致 C I の「振幅」の目安 (標準偏差)

前月差	0.86
3ヶ月後方移動平均	0.59
7ヶ月後方移動平均	0.51
12ヶ月後方移動平均	0.45

(昭和55年1月から平成20年12月まで)

基調判断の変更順序のイメージ図(1循環)

